

第6回 京都府がん対策推進協議会

次第

平成24年10月19日(金) 15:00~

京都ガーデンパレス 祇園の間

1 あいさつ

2 協議事項

- ・京都府がん対策推進計画（案）について（資料1、別冊資料）

＜参考資料＞

- ・第2回～第4回提出資料（論点部分）（資料2）

- ・第1回～第5回議事録（資料3）

- ・京都府がん対策推進計画の見直しについて（スケジュール）（資料4）

分野	分野目標	施策の方向	施策目標
持続感染 予防	肝炎 対策 子宮頸 がん 予防 その他 感染 対策	<ul style="list-style-type: none"> ○感染予防の知識、検査の必要性等について周知 ○受検勧奨、受検しやすい体制の整備 ○肝疾患専門医療機関の拡充、連携の推進 ○肝炎患者・家族への情報提供、相談体制の充実 ○子宮頸がんワクチン接種率向上に努める ○OHTLV-1の感染予防、相談、情報提供 ○ピロリ菌等、科学的根拠に関する国の見解等を踏まえ、積極的に対応 	<p>肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村 14市町村(24年度) →全市町村(29年度)</p> <p>肝炎にかかる北部相談窓口の設置 0箇所(23年度) →1箇所(29年度)</p> <p>肝炎に関する知識を持つ人材を育成 52人(24年度) →200人(29年度)</p>
食生活・生 活習慣		<ul style="list-style-type: none"> ○食生活や運動習慣等についての普及啓発 ○減塩・野菜たっぷりなどの料理を提供する店舗の拡大 ○特定給食施設の取組支援 ○食生活改善推進員などのボランティア組織の活動支援 ○学校、雇用主や職域関係者等と協働し、健康づくりの実践機会の拡大支援 ○未成年者や妊婦の飲酒の根絶に向けた教育体制づくり 	<p>食塩摂取量の減少 (20歳以上) 10.2g(23年度) →9.0g(29年度)</p> <p>野菜摂取量の平均 (20歳以上) 268.4g(23年度) →350g(29年度)</p> <p>運動習慣者の割合 20-64歳 男性 13.5%(23年度) →18.0%(29年度) 等</p> <p>生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合 男性22.5%(23年度) →20.5%(29年度) 等</p>

京都府がん対策推進計画

(案)

平成24年(2012年)10月

京都府

③持続感染(ウイルス、細菌など)

- 持続性感染によるがんは、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスによる肝がん、ヒトパピローマウイルス(HPV)による子宮頸がんなどがあります。

ア. 分野別目標

目標項目
感染に起因するがんの予防

イ. 各施策の現状・課題と方向性

(ア) 肝炎対策

a. 現状

- 肝炎(B型及びC型肝炎をいう。以下同じ。)は、放置すると肝硬変や肝がんに進行するおそれがありますが、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりするなどの治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんに進行する前に適切な治療を受けることが重要です。
- 肝炎ウイルスの感染を早期に発見するために、保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施しています。また、母子感染対策として、妊娠健康診査によるB型肝炎抗原検査などの取組を実施しています。
- 治療が必要な方への支援として、インターフェロン治療等の肝炎治療費に対し助成しています。
- ホームページや保健所等での啓発活動により、肝炎に関する知識の普及啓発と肝炎検査の受検勧奨等に努めています。

b. 課題

- 感染予防対策として、感染の危険性があるピアスの穴あけや入れ墨を入れるなど、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為など肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。
- 国の調査では、肝炎ウイルス検査を受検したことがあると回答した人が3割に満たない状況であり、検査の重要性について周知するとともに、受検しやすい体制の整備することが求められています。
また、検査結果については、受検者に適切に説明し、感染予防のための知識の周知や陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨など、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。
- 全ての肝炎患者が、適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備するとともに、医療費助成等の諸制度について情報提供が必要です。
- 保健所及び市町村における助言・相談機能を充実し、受検者の相談に対応できる人材の育成に努める必要があります。
また、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。
- 国の調査では、肝炎に関する情報や知識等は十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。
また、肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。

○肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポートなど相談支援体制の充実が必要です。また、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減する取組が必要です。

c. 施策の方向

- (a) 府及び市町村は、若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進します。
- (b) 市町村は、妊娠に対するB型肝炎抗原検査を実施し、検査結果が陽性であった妊娠から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチン接種を勧奨します。
- (c) 府及び市町村は、効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進します。また、府は、検査を行う保健・医療関係者に対する研修を実施します。
- (d) 府は、適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充するとともに、肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進します。
- (e) 医療機関は、府の肝炎ウイルス検査の実施体制、肝炎患者等が継続して適切な医療を受けられる体制の整備に協力します。
- (f) 府は、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修や、肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施します。
- (g) 府は、肝炎の正しい知識や検査の必要性等の周知や、肝炎患者への偏見・差別の解消に向けた普及啓発を推進します。
- (h) 府は、肝炎患者及びその家族に対する情報提供を行うとともに、肝疾患診療連携拠点病院の相談機能の充実、がん相談支援センターと連携した情報提供など相談支援体制を強化します。
- (i) 府は、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置します。

d. 施策目標（出典：京都府健康対策課調べ）

目標項目	現状値	目標値
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	14市町村(平成24年度)	全市町村(平成29年度)
北部相談窓口の設置	0箇所(平成23年度)	1箇所(平成29年度)
肝炎に関する知識を持つ人材を育成	52人(平成24年度)	200人(平成29年度)

(イ) 子宮頸がん予防対策

a. 現状

- 京都府と府内市町村では、感染防止の効果が高い中学1年生から高校2年生に相当する年齢の女子を対象に、ワクチン接種の公費助成を行っています。
- また、ワクチン接種に関する疑問に答えるためのリーフレットを作成するなど、普及啓発に努めています。

b. 課題

- 引き続き、ワクチンの摂取率向上に向けた普及啓発を進める必要があります。
- 子宮頸がん予防ワクチンについては、現在、平成24年度までの助成事業として実施されていますが、平成25年度以降も円滑な接種を行う必要があります。そのため、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において予防接種法に基づく定期接種化を視野に検討がなされています。

c. 施策の方向

- (a) 市町村は、子宮頸がん予防ワクチンの接種率の向上に努めます。
- (b) 府は、子宮頸がんワクチンの定期接種化の動きを踏まえながら、市町村の取組を支援します。

(ウ) その他の持続感染対策

a. 現状

- その他に、がんの罹患の原因となるウイルスとして、成人T細胞白血病などを発病するヒトT細胞白血病ウイルス1型（以下「HTLV-1」）、胃がんと関連するヘリコバクター・ピロリなどがあります。
- HTLV-1による感染を減らし、罹患者を減少させるため、妊婦健康診査においてHTLV-1抗体検査を実施し、陽性の方に対し母子感染を防止するための保健指導、カウンセリングを実施されています。
- また、保健所（保健センター）や、がん診療連携拠点病院等にHTLV-1、ATL等に関する相談窓口を設置し、情報提供を行っています。

b. 課題

- HTLV-1については、引き続き感染予防対策の実施、相談体制、医療体制の整備、普及啓発・情報提供を実施する必要があります。
- ヘリコバクター・ピロリについては、検査及び除菌に対する医療保険の適用が徐々に拡大していますが、ヘリコバクター・ピロリ抗体検査等を広くがん検診として行うことについては、胃がん死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分とされています。
一方、厚生労働省の「がん検診のあり方に関する検討会」では、胃がん検診の項目として、これらの検査方法についても検討することとされています。
- 今後も、科学的知見が集約され、がんの新たな予防方法が示された際は、積極的に対応していく必要があります。

c. 施策の方向

- (a) 市町村は妊婦健診を通じてHTLV-1の感染予防に努めます。
- (b) 府は、普及啓発を行うとともに、市町村の取組を支援します。
- (c) 保健所、がん診療連携拠点病院等の相談機関は、HTLV-1等に関する情報提供に努めます。
- (d) 府は、ピロリ菌等、その他のがんの予防法についても、科学的根拠に関する国の見解を踏まえ、積極的に対応していきます。